

JGBA 会員規約



《JGBA 会員規約》

第一章 総則

第1条(名称)

本会は、JGBA(以下「本会」とする)と称する。

※JGBA=Japan Good Builder Association

第2条(運営)

本会は、一般社団法人日本優良ビルダー普及協会(以下「日本優良ビルダー普及協会」とする)が運営する。

第3条(目的)

本会の目的は、会員が住宅業界の専門知識及びノウハウ、ネットワークを利用することによって、会員事業における顧客に満足を与え、会員とともに発展することを目的とする。

第二章 会員資格

第4条(会員資格条件)

本会の会員は、住宅・不動産の販売または関連事業を業とする会社であって、本会の趣旨を理解し、JGBA 会員規約(以下、「本規約」とする)を遵守することに同意し、日本優良ビルダー普及協会が本会の会員にふさわしいと判断した会社であることを要する。

第5条(入会手続)

本会に入会を希望する者は、所定の手続きを行い、日本優良ビルダー普及協会の承認を得る。

第6条(会員資格の有効期間)

1. 会員資格の有効期間は、会員が本会に入会した日からとする。
2. 日本優良ビルダー普及協会または会員が、退会手続きをしない場合には、会員資格の有効期間は自動的に更新されるものとする。

第7条(除名等)

日本優良ビルダー普及協会は、会員が次の各号の一つに該当すると認められた場合は、会員たる資格の一時停止または除名をすることができる。

- (1) 会費の支払いを滞納したとき
- (2) 本規約およびその他日本優良ビルダー普及協会の定める規則に違反したとき
- (3) 本会および日本優良ビルダー普及協会および他会員の名誉、信用を毀損したとき
- (4) その他会員として品位を損なうと認められる非行または言動があったとき

第8条(会員資格の譲渡禁止)

会員は、本会の会員資格を第三者に譲渡することはできないものとする。

第9条(退会)

1. 会員が本会を退会する場合には、退会届を日本優良ビルダー普及協会が受理した日の翌月末に退会とする。また、会費未納金がある場合はこれを完納する。
2. 会員は、本会を退会するにあたって、すでに支払った会費の返還を求めることはできない。

第10条(会員資格の喪失)

会員は、次の事由が生じたとき、本会の会員資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 日本優良ビルダー普及協会もしくは会員企業の解散または破産

第三章 会員の権利・義務

第 11 条(会員の権利)

会員は、日本優良ビルダー普及協会が入会申込書受理後に会員サービスを利用することができる。

第 12 条(会員の守秘義務)

会員は、本会で提供するサービスを利用することによって知り得ることとなった、顧客の個人情報を守秘し、他に流用してはならない義務を負うものとする。

第 13 条(会費)

会員は、日本優良ビルダー普及協会に対し、入会当月分から月会費 5,000 円(消費税別)を当月末に口座自動引き落としにより支払うか、年一括払いによる振り込みで支払うものとする。

第 14 条(サービス利用における原則)

日本優良ビルダー普及協会が提供する各種サービスの利用に基づいて発生した瑕疵、紛争については、会員が全責任を負い、日本優良ビルダー普及協会に対して一切の責任は請求しないものとする。

第 15 条(変更事項の届出)

会員は、本店所在地、連絡先、その他入会申込書記載事項に変更があった場合には、速やかに日本優良ビルダー普及協会に届け出るものとする。

第四章 その他

第 16 条(管轄)

本規約の成立及び解釈、その他本会で提供するサービスの提供および利用に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 17 条(細則)

本規約に定めのない事項および本会運営上必要な細則は、日本優良ビルダー普及協会がこれを定める。

第 18 条(改定)

本規約の改定は、日本優良ビルダー普及協会の定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。

■会員費用と会員サービス期間について

- ・入会費用：100,000 円(消費税別)
- ・会員費用：月 5,000 円(消費税別)
- ・入会日：入会申込書受理日
 - ※会員申込後、受理まで 3 営業日前後お待ちください
 - ※会員期間は自動更新になります
- ・退会日：退会届受理日の翌月末
 - ※退会届ご提出後、受理まで 3 営業日前後お待ちください

1. 入会について

本会に入会する場合は、入会申込書にご記入後、JGBA 役員に手渡し、メール添付・FAX・郵送のいずれかにて日本優良ビルダー普及協会にお送りください。HP からもお申込可能です。

2. 退会について

本会を退会する場合は、退会届にご記入後、JGBA 役員に手渡し、メール添付・FAX・郵送のいずれかにて日本優良ビルダー普及協会にお送りください。

例:1 月入会申込書受理

例	1 月	2 月	3 月	4 月
サービス期間	○	○	○	○
会員費用	5,000 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円

例:12 月退会届受理

例	11 月	12 月	1 月	2 月
サービス期間	○	○	○	—
会員費用	5,000 円	5,000 円	5,000 円	0 円

(※)入会・退会には、手続きが必要です。

3. その他

口座残高の不足等により振替が出来ない場合は、お振込みをお願いいたします。

(その際の、振り込み手数料はお客様のご負担にてお願いいたします)

3 か月連続で振替ができない場合は、退会手続きをさせていただきますので、ご注意ください。

その他、ご不明な点がございましたら、日本優良ビルダー普及協会までご連絡ください。

以下余白

2020 年 12 月 18 日制定

2021 年 5 月 10 日改定